

島根大学総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門における微生物利用心得

この心得は、島根大学総合科学研究支援センター遺伝子機能解析部門（以下遺伝子機能解析部門）の利用にあたり、病原微生物の拡散を防ぎ、人への感染を防止するために必要な事項を定めたものである。原則として、分類および管理について「国立感染症研究所病原体等安全管理規程（改訂第三版）（平成30年8月1日改訂）（後にURLを掲載）」に従い、手続きおよび実験室の利用についてはこの心得に従う。「国立感染症研究所病原体等安全管理規程（改訂第三版）（平成30年8月1日改訂）（後にURLを掲載）」を熟読していただきたい。また、組換えDNA実験を伴う場合には、島根大学組換えDNA実験安全管理規則にも従うものとする。

1. 取り扱い微生物（病原体）の制限

遺伝子機能解析部門で取り扱うことができる微生物は、原則として「国立感染症研究所病原体等安全管理規程（改訂第三版）および別冊1 病原体等のBSL分類（抜粋版）（平成30年8月1日改訂）（後にURLを掲載）」分類によるレベル2以下のものとする。

2. 利用者の条件

遺伝子機能解析部門で病原微生物を取り扱える者は、病原微生物を取り扱う実験に関する必要な知識を有し、かつ手技を修得していると認められる者で部門長が許可した者に限る。

3. 利用申し込み

遺伝子機能解析部門でレベル2の微生物を用いる実験を行う場合には、研究課題毎に、遺伝子機能解析部門利用申請書と微生物利用・保管届出書（様式1）に必要事項を記入し、利用2週間前までに部門長に提出し、許可を受けるものとする。実施期間は1ヶ月以内とする。1ヶ月を越える場合には一旦実験室の利用を終了し、後述の終了処理を終えた後に、再度申請を行う。内容は部門運営委員に回覧する。

4. 利用実験室

遺伝子機能解析部門でレベル2の微生物を用いる実験を行う場合には、P3実験室を利用する。P3実験室の利用に関しては後述の通りとする。

P3実験室利用申請が提出された場合にはメーリングリスト等で利用内容を利用者にアナウンスする（部門スタッフが行う）。

P3実験室の利用が重なった場合には当事者間で調整する。

組換えDNA実験と非組換えDNA実験が重なった場合には、組換えDNA実験での利用を優先する。

P3実験室の利用期間中は部屋に必要な掲示を行う（様式4）。

5. P3実験室への入退室

- 1) P3実験室利用者記録簿に必要事項を記入して入退室する。
- 2) 入室する場合には、前室で専用の実験衣と履物を着用して入室する。
- 3) 退室する場合には、専用の実験衣と履物を替え、手を消毒して退出する。
- 4) 実験中は前室の殺菌灯を点灯しておく。
- 5) 実験中は、一般外来者の立ち入りは禁止とする。

6. 滅菌処理

- 1) P3実験室で使用した試料は実験室内のオートクレーブで滅菌後廃棄する。
- 2) P3実験室で使用した機材はオートクレーブ等で滅菌して搬出する。

7. 微生物の管理

微生物の管理は利用者が行う。「国立感染症研究所病原体等安全管理規程（改訂第三版）」

(平成 30 年 8 月 1 日改訂) (後に URL を掲載)」の内容に従う。

8. 経費等

- 1) 課題名にかかわらず、年度内にのべ 3 ヶ月の利用期間を越えた利用代表者は、電気代およびフィルター管理費の応分を負担する。
- 2) 消毒液、専用実験衣は利用者が用意する。

9. P 3 実験室利用終了時の処理

当該実験が完了したとき、あるいは 1 ヶ月の実験期間が過ぎた場合には、実験室内を消毒し、片づける。

10. 事故発生時の対処

不慮の事故が発生したときには、ただちに関係者に連絡し、処置を講じる。

11. 利用の制限・禁止

この心得を遵守せず、他に著しく迷惑を及ぼすものに対しては、部門長は注意を与え、さらに部門運営委員会の議を経て利用の制限又は禁止の措置を講ずることがある。

国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (改訂第三版) (平成 30 年 8 月 1 日改訂)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/byougen-kanri/8136-biosafe-kanrikitei.html>